

特記仕様書

- 1 事業番号 令和7年度 第1008号
2 事業名 分収造林事業（木材生産）
3 事業場所 米原市上板並地先
事業地 No. 118.1 上板並（宇山1）
No. 1205 上板並（宇山）
4 事業期間 自 契約締結日
至 令和7年11月28日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理（寸検、仕分け）、および搬出に必要となる森林作業道開設。残存木に対する剥皮被害対策テープ巻き。

施業区域面積：7.6ha

間伐方法：定性間伐

搬出材積量：60m³/ha

※ただし、C材は全体材積量の30%以内とする。

作業道開設延長：1300m

テープ巻き：7.6ha（900本/ha）

2 伐採率について

伐採率は、本数率で25%以上（劣勢木、被害木、および作業道開設による伐採を含む。）、材積率で35%以下とする。

また、標準地プロットを設置して伐採率を管理のうえ、監督職員に提出すること。なお、標準地プロットの設置数等は監督職員と協議のうえ、決定すること。

3 森林作業道の路網密度について

森林作業道の路網密度はhaあたり200m以内を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員と事前に協議したうえ、haあたり250m以内で設置することができる。

4 搬出木材の取扱いについて

- ①伐倒木に獣害防除テープが付着している場合は、伐倒前に除去し、できる限り搬出材に付着させないこと。また、除去したテープは適切に処理すること。
- ②搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。やむ

を得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の５％までは、契約変更の対象としない。５％を超える余剰材がある場合は、取り扱いについて監督職員と協議すること。

5 出来形管理について

施業範囲について出来形測量を行い、施業面積を報告すること。

6 集積場（中間土場）について

中間土場は米原市上板並地先を想定している。

なお、想定土場は積算上の条件明示であり、中間土場を指定するものではない。受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

また、使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

7 事業地境界について

事業地外周および所有者境界、存置林との境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、公社が示す測量結果で境界を復元すること。また、施業上やむを得ず境界杭を移動させた場合等は施業完了後に杭の復元を行うこと。

8 車両の通行について

通勤、木材搬出にあたっては集落内通行車や農耕車に対して十分配慮すること。また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。

9 残存木の保護について

作業時には残存木に傷をつけないよう注意し、必要に応じて養生等を行い対処すること。立木に損傷を与えた場合は、公社の算定する賠償額を公社に支払うこと。

10 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出、河川の汚濁については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

11 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

12 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、

契約変更の対象とする。

13 許認可について

当事業地にかかる法規制の状況は、下記のとおりである。間伐面積および作業道延長の増加が見込まれる場合は、必ず、施工前に監督職員と協議すること。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	あり
自然公園	あり
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし

14 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。